

議第62号

令和4年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖流域下水道事業収益		千円 20,762,093	千円 △ 277,004	千円 20,485,089
	1 営業収益	8,884,921	△ 226,358	8,658,563
	2 営業外収益	11,843,972	△ 17,446	11,826,526
	3 特別利益	33,200	△ 33,200	—

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 20,724,387	千円 477,604	千円 21,201,991
	1 営業費用	19,978,654	544,821	20,523,475
	2 営業外費用	715,333	△ 36,817	678,516
	3 特別損失	30,400	△ 30,400	—

（資本的収入および支出）

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,212,403千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,060,900千円、当年度分損益勘定留保資金 1,063,275千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額88,228千円で補填するものとする。）

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 9,638,300	千円 △ 442,989	千円 9,195,311
	1 企業債	2,704,600	△ 232,200	2,472,400
	2 出資金	842,288	49,914	892,202
	3 補助金	4,363,856	△ 132,952	4,230,904
	4 負担金	1,716,956	△ 117,199	1,599,757
	5 固定資産売却代金	10,600	△ 10,552	48

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 11,891,800	千円 △ 484,086	千円 11,407,714
	1 建設改良費	8,150,582	△ 474,286	7,676,296
	3 返還金	9,800	△ 9,800	—

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道建設事業費	千円 2,041,500	千円 1,809,300
計	2,704,600	2,472,400

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 512,666	千円 4,974	千円 517,640

(他会計からの補助金)

第6条 流域下水道の建設、高度処理、不明水処理、雨水処理および淡海環境プラザ運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
補 助 金	千円 2,368,039	△ 千円 76,631	千円 2,291,408

上記の議案を提出する。

令和5年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造